

「満蒙」問題と貴族院

—第46議会の議論を中心に—

Manchurian Problem and the House of Peers

— the Deliberation in the 46th Session of the Imperial Diet —

西尾 林 太 郎
Rintaro Nishio

Abstract

Japan acquired leases of Dalian, Lushunkou (Port Arthur) and the Southern Manchuria Railway as a result of victory in the Russo-Japanese War. Japan threatened China to prolong the leases in 1915 (i.e. the Twenty-One Demands). The Japanese government hoped to be a foreign policy in line with U.S., which meant nonintervention and integrity. When the Washington Conference was over, a movement for recovery of leased territories was on foot in China. The Chinese government claimed to abolish post offices of Japan in Southern Manchuria Railway zone. The Kato Tomozaburo Cabinet refused it, but admitted it to be a future negotiating matter. To the contrary, The Privy Council and the House of Peers checked that. Therefore it was come into a great criticism. A member of the House of Peers in opposition declared that the late Emperor's great accomplishment would be lost! and blamed the cabinet.

はじめに

日露戦争で獲得した「満蒙」（南満州と東部内蒙古）の権益の大半は期限付きであった。たとえばロシアから受け継いだ遼東半島南端（関東州）の租借期限は1898年から25年間であり、南満州鉄道及びその付属地のそれは1903年から36年間であった。この「中途半端」な期間を延長するため、第二次大隈重信内閣（1914～1916）は「対華21カ条要求」を袁世凱政権に発し、それぞれの租借期間を99カ年に延長することを強引に承認させた。すなわち、これにより日本は、関東州について1997年まで、満鉄については2002年までそれぞれ租借することを可能とした。さらに、日露戦争中に日本軍により急造された、安東—奉天間の安奉線に至っては、2007年まで日本の支配下に置かれることになった。

しかし、これらの存在は辛亥革命を経た中国人民にとって屈辱であり、彼らは5・4運動をはじめ激しい反日運動でもってこれに応えた。以来、中国各地で日本やイギリスに対して国権回復運動が展開された。こうした中国人民の行動に対し、日本は危機感を募らせた。「満蒙」に

向けられた国権回復運動に対していかに「満蒙」を確保するかが、日本にとってはまさしく「満蒙」問題であった。その危機感は国民党政府によって北伐が開始されるとますます高まり、特に陸軍内部におけるそれは関東軍による張作霖爆殺事件(皇姑屯事件、1928年)、満州事変(918事件、1931年)を引き起こした。

ところで、このような中国の状況すなわち国権回復運動の動向を日本人はどのように見ていたのであろうか。

本論考では、満州事変以前において、このような中国の状況をめぐり、すなわち「満蒙」問題をめぐり帝国議会ではどのように議論されたか、明らかにしたい。特に貴族院での議論を問題としたい。貴族院は勅選議員を中心に政界や官界の元有力者たちやエリート達によって構成される組織である。彼らはこの問題をどのようにとらえたであろうか。すなわち、関東軍が張作霖爆殺事件や満州事件を引き起こす以前に、換言すれば「満蒙」問題が広範に日本国民の間で重要問題として認識される以前に、貴族院という、政界や官界のエリート達によって構成される組織が、この問題をどのようにとらえたか、考えてみたい。

1. 「郵便条約」問題

1922(大正11)年2月1日のワシントン会議での「中国における外国郵便局に関する決議」に基づき、加藤友三郎内閣(1922～1923)は、関東州租借地及び南満州鉄道付属地以外に存在する日本郵便局の全てを1922年中に撤廃する方針のもとに、撤退後の善後措置について北京において中国政府と交渉を開いた(1922年8月)。先のワシントン会議における1922年2月2日の決議によって、1923年1月1日を以て完全撤去をすることになっており、加藤(友)内閣は列国協調の趣旨から年内撤去を決定したと思われる。

しかし、この北京会談において、中国側はワシントン会議に引続き、満鉄付属地内日本郵便局の撤去を強硬に要求した。日本側はこれを拒絶、そのためこの問題をめぐって会談は暗礁に乗り上げた。しかし、年内解決を目指す加藤(友)内閣は、満鉄付属地内郵便局については現状維持とするが、これを「他日ノ交渉事項」とすることを条件に中国側に交渉妥結を「承認セシメ」²⁾したのである。これがその後、枢密院や貴族院で大いに問題になる。

ともかく、1922年12月8日付で日中間に条約が署名調印された。この条約は「日本帝国及支那共和国間郵便物交換に関する約定」をはじめ郵便および郵便為替に関する4つの約定(agreement)と「南満州鉄道付属地郵便協定」という一つの協定とからなる。以下本稿では、以上の約定及び協定を纏めて郵便条約と呼ぶ。

さて、加藤(友)内閣は、派遣委員の帰国を俟ってこの条約の枢密院諮調を奏請した。ところが枢密院は、調印済条約の諮詢は「本院官制ニ考へ深ク遺憾」³⁾であるとして、その審議を拒否し、12月29日付でその旨を上奏するに至った。これに対して加藤(友)内閣は枢密院の了解を得ないまま12月31日、この条約のうち3つの約定について告示公布を奏請、同日裁可を得て、翌1923(大正13)年1月1日、外務省告示を以て公布した。また同内閣は、「約定」を単な

る政府間の『フホルミュラール』（意志確認、formulaire 筆者註）に過ぎざるを以て諮詢奏請を要せず」⁴⁾との解釈により、裁可を経ずして1月25日、同じ様に外務省告示を以て公布した。

ところで「日支郵便条約問題」⁵⁾は2つの側面を持っていた。一つは右に述べたような形式的側面である。すなわち、それは加藤(友)内閣と枢密院との条約締結の手續をめぐる対立で、枢密院側は事前に同院の了解を得るべきであるとした。しかし、例えば革新倶楽部所属の衆議院議員植原悦二郎はこの側面について次のように述べ、枢密院に自制を求めた。すなわち彼は、「ワシントン会議の結果締結せられ、枢密院が同意したる四国協約及び支那に対する九ヶ国条約の如きは我邦の太平洋及び東亜に於ける活動を全く制限したるもの」⁶⁾と不満ではあるが、天皇及び国民を代表して国家の施政に当たっているのが内閣であって、「施政の都合上如何なる時に外国との条約を枢密院の審議に諮らうとも、之れに対して枢密院は其官制上異議を唱ふべき理由はない。それは今日日支郵便協約の審議に就ても内閣の執りしことに就き何等手續上の違法行為は存在して居らぬ」⁷⁾と断じている。

まことに、郵便条約審議拒否の理由に枢密院があげていたものは、従来の慣行からすれば必ずしも当を得たものではなかった。ちなみに、内田康哉外相が貴族院本会議で陳述した様に、明治期はもとより大正期においても枢密院に諮詢される以前に署名調印され、事後枢密院の了承を得た事例は決して稀ではない⁸⁾。

それでは、何故枢密院は審議拒否・上奏という異例な態度に出たのか。それはもう一つの実質的な側面が問題とされたのである。内閣より郵便条約案が枢密院に諮詢されたのは12月25日のことである。この日枢密顧問官倉富勇三郎は次のように日記を記している。すなわち、日支郵便条約について、内閣が郵便物交換約定外三約定を調印して「効力ヲ生じたる」後に諮詢を奏請した事は問題であり、満鉄付属地の郵便局に関する協定は本来条約でありながら、3つの約定の単なる参考案として提出されたにすぎないばかりか、その内容が「帝国の権利」に対する脅威になりうるとして、反政友会系の有松英義と一木喜徳郎が枢密院本会議開催を阻止しよう動いたのである。一木は枢密院の事務所で内閣から回付された日支郵便関係の書類を早々と調査し、直ちに富井政章や穂積陳重ら顧問官をそれぞれ自宅に訪問して、彼らから本会議開催阻止の了解を得たのである。これに対して、清浦枢密院議長は「一木、有松ノ熱心ナル希望ナラハ」ということで、二上書記官長に対しワシントン条約の精査委員長であった伊東巳代治を委員長とする審査委員会の設置に同意した⁹⁾。

また、この委員会は形式・実質両面について「善後ノ措置ヲ誤ラサラムコトヲセツニ望ム」¹⁰⁾との上奏すら実行しようとしたのである。

一木や有松ら枢密院側が異例とも言うべき行動をとったのは、「満鉄付属地内郵便局カ暫定的ニシテ将来交渉ノ案件タルヘキコトヲ定メタルハ遺憾ニ堪」¹¹⁾えなかったためであった。ちなみに12月28日、伊東巳代治を委員長とする同条約審査委員会は、この協定の締結は「帝国の地歩に一大譲歩ヲ敢エテシタルモノト言ハサルヘカラス」とし、従って「帝国ノ地歩ニ重大ナ

ル影響ヲ招来スヘキ協定ヲ輕々ニ締結スルニ至リテハ本官等ノ到底是認スルコト能ハサル」¹²⁾との審査報告を全会一致で議決した。そして翌 29 日、枢密院はこの委員会報告を多数を以て可決し、先にも触れたように枢密院は、郵便条約の中でも「南満州鉄道付属地郵便協定」が満鉄をはじめとして満州における日本の排他的權益に対する脅威と、考えたのである。

ところで、ワシントン会議開催を直前にして『タイムズ』紙が評した如く「国際関係の見地からすると、中国は現在の分裂状態では[国家として一筆者注]多分に擬制」であった¹³⁾。北洋系軍閥間の度重なる武力抗争やそれに対する民衆の反発を追い風とした中国南部の聯省自治運動は、各軍閥の地方割拠を促進した。かかる状態はワシントン会議終了後も変わるどころでなかった¹⁴⁾。

しかし、意識の面で中国民衆は大きく変化していた。すなわち、ワシントン会議終了直後から 1922 年春にかけて、「旅大返還・二一箇条否認」運動が、中国南部はもとより北部においても活発となった。次の黎発言や中国(北京政府)国会による「二一箇条無効」決議採択は、中国の新たな状況の象徴的表現であり、5・4 運動以来の反日運動、民族主義運動のひとつの到達点でもあった。

さて、二十一カ条要求を受諾した北京政府は、その履行に前向きであったかということ、そうではない。その逆である。「二一箇条約」締結後ほどなく、それに基づき「南満州及び東部内蒙古に関する協定」が調印されたが(5 月 25 日)、それは日本人の南満州への自由な往来と居住、自由な職業への就業および土地の商租の自由を中国政府が日本政府に対し認めるものであった。しかし、その翌月中国政府は「私に外国人と契約を定立して本国国家の権利を害する者」を売国罪とする条項を含む懲弁国賊条例を発し、土地の商租実行を事実上阻止したのである¹⁵⁾。

さらに内務部は商租須知を奉天省や吉林省に配布し、その趣旨を徹底した。その結果、昭和初年に至っても「万一日本人に土地を貸す支那人があれば、変な罪名で投獄するので、この商租権は条約規定が成つて十四年後の今日、未だ実現を見るに至らぬ」¹⁶⁾のであった。要するに、「二一箇条約」締結以来ワシントン会議に至るまで、その無効を主張する中国政府の態度は強弱の差こそあれ一貫したものであったし、ワシントン会議で日本軍の山東半島からの全面撤退を勝ち取るなど、中国政府の要求は着実に達成されつつあった。

さて、1922 年 10 月 17 日、大総統黎元洪は、日本人記者団との会見の席上、関東州租借地問題に関連する質問に対し、「人のものは人に返せ。一家の間柄である日支の間に、第二のアルサス・ローレン[アルサス・ローレーヌ—西尾注]の横たはることは、予の最も好かない所である」¹⁷⁾と答え、「二一箇条」条約を否認する発言をした。関東州や満鉄付属地を除く地域からの郵便局撤退の前後措置を検討する、日中北京会議の最中のことである。

彼は、辛亥革命勃発後、革命側に就き、湖北都督となった後、孫文臨時大総統のもとで副大総統となり、袁世凱死去の後大総統に就任したが、張勳復辟事件を受け大総統を辞任し、一旦は政界を退いた。しかし、1922 年 4 月の奉直戦争の後、黎は直隸派に乞われ再び大総統に就いた。この時、彼は軍閥政権否定につながる都督制度廃止と中華民国の中央集権化を目指した

が、彼の大総統就任について広東政府からの異論や、都督制度の廃止に関して多くの省からの反対論続出に直面していた。また、前国会衆議院議長呉景濂や同参議院議長王家襄ら国会の指導者とも対立しつつあった¹⁸⁾。こうした状況下、彼は前述の北京会議の成り行きにも配慮し、政治的な求心力の強化を模索しつつ、このような発言をしたようにも思われる¹⁹⁾。

さて、関東州の返還を求めたのは大総統ばかりでなかった。11月11日、今度は中華民国(北京政府)の下院である衆議院は、以下の理由により1915年5月に日本が中国に締結を強要した日中協約すなわち「二十一箇条協約」は無効であり、その旨を海外に宣布すべきことを政府に要請するという決議案を、満場一致で可決した。無効理由は以下の3つである。①脅迫によって成るものであり国際法上無効である。②国会の承認を得ておらず国際法上無効である。③以上の理由により政府代表者をして従来しばしば国際会議においてその取消を表明せしめた。この衆議院決議に続いて参議院(上院)でも、翌年1月19日に衆議院より回付された無効決議案を全会一致で可決した。ここに、「二十一箇条要求」を認めた日中協約の無効が、中国国会の意思となった。

さて、右決議案可決について日本では、いずれの中央紙も例えば『東京朝日』のように「乱暴な決議」²⁰⁾と言う様な否定的な見出しを付して第一面のトップでこれを報じた。が、この問題がその直後、政党やその周辺で重大事として取り扱われることは少なかったと言えるであろう。ちなみに、第46議会の開会を前に、政友会、憲政会がそれぞれ発表した対議会要領では、双方共にこの問題にふれていない²¹⁾。

しかし、このことは、わが国外務省や政治指導者が上記の事態を黙過したことを意味しない。すなわち、1922年11月14日、内田外相は在中国公使小幡西吉に宛て電報を打ち、「至急外交総長ニ会見ノ上、同支条約廃棄問題ノ如クハ日本トシテ到底承允スヘキ筈ナク」この様な行爲は「協定上不可能ニシテ同時ニ由々敷結果ヲ胎スノ部ニ属」することを通牒する様ように、訓令を発した²²⁾。続いて外務省亜細亜局長芳沢謙吉は「無理解な支邦の対日態度は忍耐にも限度がある」²³⁾旨の談話を『国民新聞』紙上に述べている。また、後に見るように、この頃より公正会や茶話会に所属する貴族院議員が、加藤(友)首相を官邸に訪問して東アジア状況の推移について意見を聴取したり、会派内に独自の調査委員会を設置する様準備を開始した。そして、上に見たごとく、枢密院もまた中国大陸における新たなこの事態を見逃さなかった²⁴⁾。

2. 「野党」の対応

1923年1月23日、休会明け第一日目の貴族院本会議は、加藤(友)首相の一般演説と内田外相の外交演説で始った。両大臣の演説終了後、憲政会総裁加藤高明は、質問演説の先頭に立ち、開口一番シベリア出兵はわが国の権威を著しく毀損したと述べ、続いて話を中国問題に転じ、南満州においてわが国の占める地位は、わが国の「国防上経済上必要欠くべからざる」ものであり、「帝国の生存者の要件をなす」と述べて、ワシントン会議以来わが国の外交は「理由のない譲歩に譲歩を重ねており、今回の郵便条約調印は「亦一段の譲歩」ではあるまいか、と論

じ²⁵⁾、郵便条約問題を前面に押し立てて政府を攻撃した。周知のように、加藤高明は元外交官であり、駐英大使から帰任後、桂太郎の求めに応じその新党に入党し、政治家絵への道を歩んだ。彼が1913(大正2)年、駐英大使を辞して帰国する折に、グレイ外相に対し、関東州中の特に旅順・大連は日本の利害の考量で律すべきものではなく、歴史的・感情的の因縁を有し、満鉄についても中国の回収期限が来ても「単純に之を支那へ渡すことは実際日本の為し能はざるところである」、と述べていた²⁶⁾。その後、さらに加藤は第2次大隈内閣の外相として、1915(大正4)年、「対華21カ条」要求を中国の袁世凱政権に突き付けたことはあまりにも有名である。その加藤が貴族院において郵便条約問題追及の口火を切った。

加藤高明に続いて、常に政友会系内閣攻撃の先頭に立って来た江木翼(勅選議員、同成会)は、郵便条約は、日本が日露戦争以来獲得して来た権益を掘りくずす糸口を中国側に与えるものであり、ここに生じた穴は徐々に大きくなり、ついには「先帝の偉業を失墜すると云ふ恐れ」²⁷⁾がある、と主張した。

以来2月中旬に至る迄、若槻礼次郎(勅選議員、茶話会)、山脇玄(勅選議員、同成会)、藤村義朗(男爵議員、公正会)、池田長康(男爵議員、公正会)、江木千之(勅選議員、茶話会)、阪谷芳郎(男爵議員、公正会)、仲小路廉(勅選議員、同成会)、目賀田種太郎(勅選議員、無所属、但し旧茶話会)が、それぞれ質問演説の中で少なからず郵便条約問題にふれた。加藤友三郎内閣は原内閣以来3代続く政友会内閣であり、その貴族院における与党は研究会と交友倶楽部であった。加藤高明は特定の会派に所属しない純無所属の貴族院議員であったが、この問題で政府を攻撃した上記の議員は、いずれも若槻以下反政友会の会派に所属していた。若槻は加藤とともに政友会のライバル政党・憲政会の指導者であり、故桂太郎系の官僚であったことは言うまでもない²⁸⁾。以下、46議会における貴族院の会派とその所属人数を示したが、研究会、交友倶楽部、親和会が親政友会勢力であり、貴族院におけるいわば与党であった。

第46議会における貴族院各派所属人数

会派	総数
研究会	140
交友倶楽部	49
公正会	43
茶話会	42
無所属	26
同成会	25
親和会	25
純無所属	54
計	404

出典：『議会制度70年史・政党会派編』22～23頁より

さて、公正会をはじめ反政友会系の主張は、加藤(友)内閣の中国政策は「退嬰自屈」であると非難する点で、期せずして一致していた。なかでも江木千之は1月31日の質問演説で「当局は我が大切なる国権又は先帝の御偉業に付て甚だしく尊重せられる意志が乏し」²⁹⁾い、と同内閣を痛罵した。

これに対し加藤首相ならびに内田外相は、ワシントン会議や北京会談での中国側の要求を退け、ともかくも「現状維持」を中国側に認めさせることによって「日本の申し分は立った」（内田外相）³⁰⁾と、繰り返すにとどまった。他方江木はこの日、政府と枢密院の対立を問題にした。続いて阪谷が「此度の事態は枢密院在つて初めての事柄」であり「是等の顛末の一切は其明文になって居るものでも御示しになると云ふことが却て此今日の險悪なる空気を一掃」³¹⁾するであろうと、枢密院側の記録の公開を政府に迫った。さらにこの日、仲小路そして目賀田が、枢密院問題についてその事実関係を確認するとともに首相や外相に対し、それぞれ見解を問いただした。

こうして、貴族院において10日余り続いた質問演説では、登壇した議員の大半が、ワシントン会議によって「満蒙」の日本権益が毀損せられる契機を生じ、郵便条約はその先鞭をつけるものではないか、と異句同音に論じ、かつその強い懸念を表明し、また枢密院と政府との対立問題に言及した。

しかし、実質的側面すなわち満蒙の権益保全に対する彼等の懸念は必ずしも根拠のないものではなかった。否、先に見たように、ワシントン会議終了直後から凡そ十か月間の中国政局の推移は、貴族院議員らの懸念が単なる杞憂に終らないことを示すものがあつた。

さて、すでに見て来たような中国の動向に対して、〈貴族院野党〉の反応はすばやかだった。第46議会の開催を翌月に控えた1922年11月17日、幸三派(公正会、茶話会、同成会)を代表して、船越光之丞(公正会)、坂本俊篤(公正会)、浅田徳則(茶話会)、江木千之(茶話会)、菅原通敬(同成会)、谷森真男(同成会)が、加藤首相を官邸に訪問し、2時間半にわたり外交に関して会談した。

この会談の内容は必ずしも明らかではないが、『国民新聞』によれば専ら話題が中国問題に集中した³²⁾。〈貴族院野党〉の代表が公式に首相と時局をめぐって会談をもつということは、時々あることではあるが、今回の場合、中国衆議院による「日支条約無効」宣言の採択が幸三派をしてかかる行動に駆り立てたことは、先ず疑いないところであろう。1月22日茶話会と同成会は再度例会を開き、先の加藤首相との会談報告に基づいて討論した。そして、政府の「軟弱外交を痛憤し、此際先づ大いに政府当局を鞭撻激励すべし」あるいは「根本的に調査し対支政策の根本を確立するの要あり」³³⁾ということでそれぞれ会派としての意見の一致をみたようである。

一方、公正会は、会内に対外政策調査特別委員会を発足させた。この委員会が設置されたのは、11月末から12月上旬にかけてであるが、その正確な日付は不明である。発足当初、同会の慣行により委員を10名としたが、12月8日の会合で更に5名増員されている³⁴⁾。この日、

同特別委員会は、委員長に阪谷芳郎、副委員長に坂本俊馬をそれぞれ選出するとともに、「対支二一箇条問題其他に就き近く内田外相を訪問して意見を聴取」³⁵⁾することを申合せている。この委員の増員といい先の外相訪問計画といい、男爵議員たちの満蒙問題に対する関心の高さを示しているであろう。その後、この特別委員会の設立目的を、「満蒙」とシベリアとに対する外交方針の確立ならびにその外交監視とした設立趣旨書³⁶⁾が12月19日に、同委員藤村義朗によって作成され、委員会の今後の行動方針が更に明確化された。そのためか、対外政策調査特別委員会は、その後専ら「極東政策委員会」と一般に呼称されるようになった。

さて、議会再会を翌日に控えた1923年1月23日、公正会は総会を開き外交問題に関する同会の最終的態度について話し合った。その席上、極東委員会より外交に関する調査報告書³⁷⁾が提出され、満場一致で採択された。この19項目から成る報告書は次のように述べる。「維新の大業以後帝国が幾多万歩の艱難に際会して国家の遼運を開拓し来りたる所以は一つ帝国の自衛と国民の経済的生存との保障を得んとするためであり、従来外交はこの「根本方針」に「遵拠」して終始変ることがなかった。ところが、「近時政府外交の方針動もすれば統制振作を欠き、退嬰自屈に流れんとする傾向なしとせず」。更に、隣邦中国及びロシアに対する政策は「帝国の存立隆替に関する所至大たるもの」があり、「我が極東政策の確立刷新」は実に刻下の「喫緊要務」である。続いて中国問題を論じ、ワシントン会議における九カ国条約の約定ならびにその精神は尊重されるべきであり、中国の「主権及国権回復の希望に対しては満腔の同情を有する」が、「帝国が満蒙に於て有する既得権利は合法合理の条約に依て得たる正当なる権利にして且つ帝国の国防並国民の経済的生存に絶対必要の事項なり。帝国は断じて之が毀損干犯を許さず」と、「満蒙」權益が「毀損干犯」されない範囲でのみ、ワシントン体制と大日本帝国との両立が可能であると喝破した。

他方で、公正会の阪谷は貴族院野党である幸俱樂部や無所属派すなわち幸無四派の指導者たちと組んで、「病気引退」を名目に加藤首相に辞職を迫るなど倒閣運動をも開始した。ちなみに阪谷は、1月7日に枢密院議長清浦奎吾をその自宅に訪ね、「政界危機の兆あり」とのメモを置いている³⁸⁾。

貴族院野党による、「満蒙問題」に関しての政府批判は、議会の休会明け数日にしてその頂点に達した。幸無四派は、貴族院本会議において政府攻撃を開始し、恰もそれに呼応するかのように衆議院本会議でも望月小太郎(憲政会)や中野正剛(革新俱樂部)が、郵便条約問題を中心に対中国外交について加藤内閣を激しく批判した。

望月は1月24日の衆議院本会議において、内田外相に対し「満蒙に於ける特殊地位は、華盛頓会議に於て全然之を一擲なさって居るではありませんか」³⁹⁾と詰め寄り、先の黎元洪発言を取り上げつつ「満蒙問題」の深刻化を指摘し、「支那の国会は大連、旅順回収案迄決議して居る・・・一方我国は誠心誠意を披歴する、また披歴したにも拘らず、支那は大正四年の我条約権、而も其条約は兵力若は圧迫に依つたに非ずして、両国が共同の利益の為に喜んで調印したる其条約すらも、破壊せんとする所の今日の支那の国民状態、此支那の国民性に鑑みて見まし

たならば、本員から見て以て不必要の文書となす斯かる書付を交付した暁は、支那は此文書を以て将来南満州鉄道付屬地に於ける日本の郵便権は支那に回収し得られるべしと云ふ意味に於て、内田外務大臣が之を交付したものであると云ふ第二の難題を、吾々に吹掛ける虞はないかと思ふ」⁴⁰とした。

「二十一カ条」が「圧迫に依つた」ことは今日明らかであるが、当時与党であった望月にしてみれば中国が「喜んで調印したる」条約だったのである。それ故、日本側が満鉄付屬地内郵便局の存在を「他日の交渉事項」としたことは交渉妥結のためとはいえ、「第二の難題」となる可能性があり、危険なことであった。同様に中野もまた、「満州鉄道、関東州租借権、漢冶萍に関する権利、沿岸不割譲に関するもの其他の条項八箇条と云うものは支那人は日本人の圧迫を受けずして承認したものである」⁴¹と、これらの条項が第2次大隈内閣によって最後通牒が発せられる以前に袁世凱政府が承認したのであり、それを大總統黎元洪が自ら否認するかのような「アルサス・ローレン」発言は問題だとする。

彼はさらに「今年3月21日には関東州25年の租借期限は切れます、1939年には36箇年の満州鉄道租借期限が切れます、満州の実情を調べますと地方の省議会に於いても自治機関に於いても、選挙を争うとか事故の政見を発表する時に満州鉄道の回復を叫び、関東州から日本人を追い出そう云ふ様なことを唱へなければ選挙に勝つことすらできないと云ふ状態である」⁴²と、日本にとっての状況の厳しさを説く一方で、日本が満州から物資を「取り来たり」そして中国に日本の物資を売り込むことで「支那人」の生活が維持できる、と述べ、「内閣諸公」の「心の革新」を行わねばならない、と強弁する。

こうした前年来の中国における国権回収運動の動向や 46 帝国議会における貴衆両院の議論を踏まえ、3月3日付の『読売新聞』社説は、「支那側無謀の提議に対し、日露戦争の結果多大な犠牲を払い、我が国防上経済上死活の関係ありと信じて居る旅大租借地までも無闇に退譲するやうな事に至りはせぬかとの、脅威にも思われるやうになつて来た」と述べ、今日事ここに至っては双方の国民がともに国民的感情に激せられたまま一場の国家的対立は避けられず、「当たって砕ける外はない」と、煽情的な主張を展開している⁴³。

ところで、貴族院や衆議院における以上のような「満蒙問題」をめぐる論議は杞憂ではなかった。『読売』が「脅威」とした社説を掲げ、第46議会が中盤を終えようとした3月3日、中国では雷殷、王家襄ら33名の参議院議員が連名で国会に対し「旅順大連および南満安奉両鉄道回収の建議案」を提出した。彼らは、政府は「二十一カ条」調印の翌日、パリにおける講和会議の中で、そしてワシントン会議の席上で、と都合3度にわたりその調印を否認し、さらに「参衆両院」が一致してその無効を決議したのであるから、「二十一カ条」が無効であることは明白であると、その提案理由を述べている⁴⁴。

また、これより前、46議会において「満蒙問題」が注目されていたころ、『東京朝日』のニューヨーク特派員の藤田進一郎は、「極東問題の核心」と題する特派員報告の中で、「米国人の多くは満蒙問題は華盛頓会議を振り出しに、これからいよいよ本舞台に入るものと見ている」

とし、「満蒙に於ける日米の経済的、商業的利害を如何に調和するかは、依然として極東・太平洋の平和を保障する上にも最も重大な問題である」と、この問題が今後の日米関係にとって漸次重要度を増すであろう⁴⁵⁾と、満蒙問題を専ら対中国問題として捉えて来た日本に警告している。

さて、貴族院における満蒙政策をめぐる政府批判は、先にあげた若槻はじめ8名の幸無四派の議員によって2月中旬まで執拗かつ断続的に続けられた。かかる状況下、1月26日に阪谷、江木(千)、仲小路、目賀田は、個人として院内大臣室に首相を訪問して「今日に及びては、枢府上奏問題は一層難問となり、真に憂慮に堪えず。首相に於いて賢明なる解決の考えなきや」⁴⁶⁾と暗に首相の辞職を勧告した。そして首相に辞意が無いと見るや、ついに極東委員会を中心に〈貴族院野党〉内部で、外相弾劾決議案や内閣糾弾を意図した外交刷新建議案などの本会議提出が検討された。一方、枢密院部内では、議会での政府答弁をめぐる伊東巳代治や有松英義が「枢密院ノ存在ヲ擁護スル為、勅許ヲ得テ枢密院ノ議事ヲ公表シ、汎ク天下ノ与論ニ訴フヘシ」⁴⁷⁾と強硬に反政府的態度を表明するに至った。

おわりに

枢密院官制(明治21[1888]年4月勅令第22号)は、その第8条において「枢密院ハ行政及立法ノコトニ関シ天皇ノ至高ノ顧問タリト雖モ施政ニ干与スルコトナシ」と、枢密院の政治への関与を禁じていた。それゆえに枢密顧問官である伊東巳代治、有松英義、一木喜徳郎らは表立って反論や倒閣運動を展開するわけには行かない。従って彼らは、議会なかでも貴族院野党である幸無四派の活動に期待し、かつ彼らと陰で連携しつつ「満蒙問題」をことさらに鼓吹することで反政府行動をとったのであろう。すなわち一部の枢密院顧問官や貴族院野党のグループは「満蒙問題」という外交問題を内政問題へと転化させたのである。

しかし、第36議会(1915. 12～1916. 2)で対華21カ条要求問題が議会で議論されて以来7年ぶりにこの問題が帝国議会の重要問題となった。それは倒閣運動に利用されつつも、むしろその高い政治性故に、この「満蒙問題」は新聞や雑誌で大々的に取り上げられ、報道された。そうされることで、「満蒙問題」の重要性がさらに広く日本の各領域に浸透したのではないか。ちなみに、満州事変勃発の2カ月前、すなわち1931年7月に、学生が中心に編集する東京帝国大学新聞が東京帝国大学学生を対象に実施したアンケートによれば、「外交上の努力をした後で」という留保を付したものの含め、ほぼ90パーセントの学生が日本の「満蒙」における権益保全のための武力行使を認め、調査の対象となった52パーセントの学生が即座の武力行使を容認していたという⁴⁸⁾。

日本政府による対華二十一カ条要求(1915年)から満州事変勃発(1931年)までおよそ16年の歳月が経過していた。ちょうどその中間時点で「郵便条約」問題が起きたのである。今日「最後の日本人」⁴⁹⁾として著名なエール大学教授朝河貫一は、日露戦争終結直後の1918(明治41)年に『日本の禍機』を著わし、それを日本で刊行した。そこで彼は、中国の主権尊重と中国に

対する列国の機会均等は「世界の事情のますます要求するところなり、なかにも清国の主権は世界が外よりこれを要求すると同時に、清国自ら内よりこれを主張せり」⁵⁰、と日本の帝国主義政策を「旧外交」としてその危険性を警告した。その警告はおそらく、帝国議会のエリートたちには一顧だにされなかったように思われる。

註

- 1) 本稿は2011年9月10・11日の両日、武漢大学において、同大学日本研究センター主催で開催された国際シンポジウム「1918事変と中日関係」において発表した原稿に加筆したものである。筆者の報告に貴重なコメントを下された、中国文化大学教授・陳鵬仁先生、北京大学教授・蔵運祐先生にお礼を申し上げる。
- 2) 「日本帝国及支那共和国間郵便物交換約定外三約定ノ件」（国立公文書館所蔵『枢密院旧蔵文書』；2A,15-13、(枢)F611、所収。
- 3) 「上奏並内閣通報自大正十一年至同十五年」（同右；2A,16-2、(枢)H4所収
- 4) 近代立法過程研究会編「有松英義履歴」（『国家学会雑誌』第86巻7・8号、79頁）
- 5) 日支郵便条約をめぐる内閣と枢密院との対立について論及したものに三谷太郎『大正期の枢密院』（『枢密院会議事録—大正編—』全27巻別冊、1988年）がある。
- 6) 植原悦二郎「日支外交と枢密院問題」（『太陽』第29巻2号、1923年2月刊、17ページ）。
- 7) 同。
- 8) 例えば、ロンドン宣言加入(1915年)、石井—ランシング協定(1917年)、日支軍事協定(1918年)がこの例である。
- 9) 倉富勇三郎日記（国会図書館憲政資料室所蔵）大正11年12月25日の条。
- 10) 大正11年12月29日付「上奏案」（前掲「有松英義履歴」大正11年12月29日の条）
- 11) 註3と同一資料。
- 12) 註2と同一資料。
- 13) The Times, London, October 24, 1921.
- 14) ちなみに、インドの史家K・パニカーはワシントン会議を「ヨーロッパ諸国が中国から撤退する最初の重要な段階である」（Panikkar, K.M., *Asia and Western Dominance: A Survey of the Vasco Da Gama Epoch of Asian History 1498-1945*, unwin university books, 1953, p.216.）と評している。
- 15) 米田実『太平洋問題』（第2朝日常識講座第1巻）、朝日新聞社刊、1929年、299頁
- 16) 同、300頁。
- 17) 1922年10月19日付『東京朝日新聞』、句読点は筆者、以下同じ。
- 18) 李書源『柔暗總統黎元洪』（中国；吉林文史出版社、1995年）273～275頁。
- 19) なお、黎元洪は必ずしも反日的政治家ではなかったようである。因みに、彼は張之洞の知遇を得た後、何度か視察のために日本を訪れており、その晩年、病を得て、日本の大分県の別府に半年間にわたり転地療養を試みている（前掲『柔暗總統黎元洪』巻末所載の「黎元洪大事年表」を参照）。
- 20) 1922年11月3日付『東京朝日新聞』。
- 21) ただ政友会総務小川平吉が、第二次大隈内閣の対中国姿勢には反対だが、満蒙の権益擁護のためにとつた「二一箇条要求」の内容は正当である、という趣旨の発言をしている(1922年11月20日付『国民新聞』)ことは注目に値する。
- 22) 外務省編『日本外交文書、大正11年第二冊』、1976年、200頁。
- 23) 1922年11月25日付『国民新聞』。
- 24) なお、西安事件(1936年)をスクープしたジャーナリストとして知られ、当時アメリカに留学していた松本重治は、後年回顧して次のように言う。「1921年から22年まで開かれたワシントン軍縮会議で、ワシントン軍縮条約と中国に関する9カ国条約が結びされると、日本中に『国難』来たれりの危機感がみなぎります。アメリカとイギリスが支配する国際秩序ができ、日本が第1次世界大戦で得た山東半島や青島の租借地が返還させられ、やがては日露戦争以来の満蒙の権益も奪い返される危険があるというようです」（松本重治『昭和史への一証言』、毎日新聞社、1986年、36頁）。この時期、こうした『国難』来たれりの危機感が日本中にみなぎっていたかどうか、疑問なしとしないが、少なくとも支配者層にはこうした意識が芽生えつつあったことは、ほぼ確かであろう。
- 25) 大日本帝国議会誌刊行会編・刊『大日本帝国議会誌』第14巻、1930年、10頁。
- 26) 伊藤正徳『加藤高明』下、加藤高明伝記編纂会刊、1929年、134および138頁。
- 27) 前掲『大日本帝国議会誌』第14巻、18～9頁。
- 28) 帝国議会開設後間もなく、貴族院では会派が結成され、党派的な行動をとっていた。その最大会派は研究会で子爵議員のほとんどがそれに加入し、一部の多額納税者議員や勅選議員そして少数ながら世襲議員である公・侯爵議員も参

加する大会派であった。男爵議員はその大半が公正会に属し、山県一桂系の元高級官僚出身の勅選議員は茶話会や同成会に属し、これに対し政友会官僚出身の勅選議員は交友倶楽部に所属した。公正会、茶話会、同成会は「幸倶楽部」という会館にそれぞれ事務所を構え、行動を共にすることが多かったため、この3派は幸三派と呼ばれた。また幸三派と無所属派は研究会に対抗しつつ、しばしば反政友会の行動をとり、幸無四派と言われた。なお、親和会は、公正会に対し元公正会所属の男爵議員中川良長が男爵議員の別会派を組織したものである。男爵議員の研究会側への取り組みを策して、同会の領袖水野直（子爵）がそれに参加したが、会員を増加させられないまま同会は1923(大正12)年7月に解散した。

²⁹⁾ 前掲『大日本帝国議会誌』第14巻、62頁。

³⁰⁾ 同、98頁。

³¹⁾ 同、99頁。

³²⁾ 1922年12月23日付『国民新聞』。

³³⁾ 1922年11月24日付『国民新聞』。

³⁴⁾ 1922年12月9日付『東京朝日新聞』。

³⁵⁾ 1922年12月21日付『国民新聞』。

³⁶⁾ 1922年12月20日付『東京朝日新聞』に掲載。

³⁷⁾ 1923年1月23日付『国民新聞』に掲載。

³⁸⁾ 阪谷芳郎「貴族院日記」(故阪谷子爵記念事業会編『阪谷芳郎伝』、1951年、492頁、所収)1923年1月6日の条。

³⁹⁾ 前掲『大日本帝国議会誌』第14巻、464頁。

⁴⁰⁾ 同

⁴¹⁾ 『大日本帝国議会誌』第14巻、474頁。

⁴²⁾ 同

⁴³⁾ 1923年3月3日付『読売新聞』。

⁴⁴⁾ 1923年3月5日付『東京朝日』夕刊。

⁴⁵⁾ 1923年2月3日付『東京朝日』。

⁴⁶⁾ 前掲『阪谷芳郎伝』492頁。

⁴⁷⁾ 「日支郵便約定ノ件元審議委員会」(前掲『枢密院旧蔵文書』; 2A,15-7, (枢) B8 所収)。

⁴⁸⁾ 竹内洋『丸山真男の時代』(中公新書、2005年)312頁。

⁴⁹⁾ 1983年に刊行された阿部善雄『最後の「日本人」— 朝河貫一の生涯 一』(岩波書店)は、日本でいほとんど知られるところではなかった朝河の名を一躍世に知らしめた。

⁵⁰⁾ 朝河貫一『日本の禍機』(講談社学術文庫784、1987年)56～57頁。

※ 本稿は平成22年度愛知淑徳大学研究助成による研究の一部である。